

# 八王子市教育委員会 部活動指導員 募集要項

## 1 募集職種、採用予定者など

職種	職務名	主な業務内容	勤務場所
会計年度任用職員 (アシスタント職)	部活動指導員	(1) 実技指導 (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 (3) 用具・施設の点検・管理 (4) 学校での活動(大会・練習試合等)の引率 (5) 保護者等への連絡 (6) 年間・月間指導計画の作成 (7) 生徒指導に係る対応 (8) 事故が発生した場合の現場対応 (9) その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項	八王子市内の中学校 ※学校により部活動指導員を配置したい部活動が異なります。応募のあった方の指導できる種目と学校の希望を教育委員会でマッチングしますので、勤務校は後日決定します。あらかじめご了承ください。

## 2 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号

## 3 任用期間

令和8年5月1日(予定)から令和9年3月31日まで

## 4 応募資格

- (1) 学校教育の一環としての部活動の意義を理解し、校長及び教育委員会の指揮監督のもと、教職員との連携を図りながら部活動指導員を遂行する資質能力及び専門的な知識・技能を有する方
- (2) 職務を遂行する熱意を持ち、担当する部活動や部門等の専門性を有する18歳以上の方
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方【p3の参考参照】

## 5 募集種目

バスケットボール

## 6 応募方法等

- (1) 提出先 八王子市教育委員会学務課校外活動担当(市役所本庁舎7階)
- (2) 提出書類 履歴書
- (3) 提出方法 持参または郵送

## 7 申込期間

募集要項掲載時から令和8年4月3日(金)まで

## 8 選考内容

書類審査、面接

※ 応募の後に学校とマッチングを行った結果、面接等をする場合には、教育委員会から連絡いたします。

## 9 勤務条件

### (1) 勤務日数

年220日以内 ※勤務を開始した月に応じて勤務日数が異なります。

### (2) 勤務時間

週19時間以内

※1 平日は3時間以内、週休日は4時間以内。

大会や試合等の引率では1日あたりの勤務時間の上限は7時間30分。

※2 他の仕事を兼業している場合、労働基準法及び市の規定により、すべての勤務時間の合計が週40時間、1日8時間を超えることができません。また、週に最低1日は休日(いずれの勤務もない日)とする必要があります。

### (3) 報酬 時給1,900円(左記は令和7年度時点の時間単価です。)

※勤務時間数に応じた額を翌月21日(土日・休日の場合は前日)にご指定の金融機関口座に振り込みます。

### (4) 賞与 なし

### (5) 通勤費 交通機関等を使用して通勤する場合、通勤費が支給されます。

### (6) 旅費 大会の引率等で公共交通機関を使用して出張された場合、市職員の基準に沿って旅費(交通費)が支給されます。

### (7) 社会保険 加入なし

### (8) 休暇関係 年次有給休暇、夏季休暇等が付与されます。

※週や月の勤務数に応じて休暇の日数が決まります。

### (9) 公務災害 公務上の災害または通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

## 10 採用

種目によっては、配置の状況により、応募していても採用ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

【参考】

地方公務員法 第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【問合せ先】

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

八王子市教育委員会学務課校外活動担当(八王子市役所本庁舎7階)

TEL:042-649-6053

E-mail:[b302600@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b302600@city.hachioji.tokyo.jp)

